

平成二十八年十月二十五日受領
答 弁 第 六 五 号

内閣衆質一九二第六五号

平成二十八年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出農林水産省の情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出農林水産省の情報公開に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十八年十月七日に農林水産省が公表した「輸入米に関する調査結果について」に係る調査においては、そのためのヒアリングを行いながら、順次、その回答を踏まえて質問の仕方を工夫しつつ進めたため、ヒアリングに際して、質問票に類するものは作成していない。

二について

ヒアリングに際して、農林水産省の職員が備忘録として書き留めたメモは、個人として利用しているものであり、同省の職員が組織的に用いるものとして、同省が保有しているものではないことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書に該当しないものであると考えている。

三について

御指摘の「その文書の情報すべて」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

御指摘の「輸入米に関する調査結果について」の作成に関連して、農林水産省が作成した行政文書」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。